

教育委員会 4 月定例会 報告

1 開催日時

令和2年4月15日(水) 13:30～15:30

2 出席者

委員 渡邊 敬
佐古 順子
中嶋 剛
前田 愛
教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監	西村 一孔	教育次長	吉村 武史
教育総務課長	三岳 和裕		
教育総務課参事 (学校給食センター所長)			出口 孝
学校教育課長	橋口 智秀	学校教育課参事	刈山 弘全
社会教育課長	喜々津 武利	図書館長	鈴川 章子
図書館参事 (副館長)	白石 勝己	文化振興課長	大野 安生
文化振興課参事 (歴史資料館長)			今村 明
		教育総務課課長補佐	深江 美穂

3 議事

《議案》

第26号議案 専決処分の承認について (併任発令)

第27号議案 大村市社会教育委員の委嘱について

第28号議案 専決処分の承認について (招致外国語指導助手任用規則の一部改正)

《協議・報告事項》

- (1) 大村市教育委員会の管理に属する公の施設の使用料の減免及び返還の基準に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 「第2次大村市子ども読書活動推進計画」の策定について
- (3) 学校における新型コロナウイルス感染拡大防止について

4 議事録

教育長	<p>ただいまから、令和2年4月の教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>嶋崎委員から欠席の連絡がっておりますが、本日の会議は、定足数に達しております。</p> <p>会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>職務代理者についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに、その職務を務める教育長の職務代理者は、あらかじめ教育委員のなかから教育長が指名することとなっております。新教育委員会制度になってからそのようになっております。以前は、教育委員長は互選によって選ばれておりました。職務代理者は教育長の指名となっておりますので、私のほうから指名させていただきます。</p> <p>佐古委員には平成30年10月から職務代理者をお願いしておりました。私としましては、委員の皆さんに是非1回は経験していただきたいと考えています。今年度は長年務めていただいております、渡邊委員をお願いしたいと思っております。渡邊委員、いかがでしょうか。</p>
渡邊委員	務めさせていただきます。
教育長	<p>渡邊委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>職務代理者となった場合、事務手続き等については、教育次長、それから教育政策監もおりますので、支障のないように出来ると思います。事務関係につきましては、我々教育委員会で全力を挙げて行っていきます。それでは職務代理者については、渡邊委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に工場設置審議会の委員についての推薦依頼がっておりますが、いかがいたしましょうか。現在、佐古委員をお願いしております。よろしければ引き続きお願いしたいと思っております。</p> <p>佐古委員、昨年度は開催されましたでしょうか。</p>
佐古委員	ありませんでした。規模の大きい工場が設置される時に開催されるそうですので。
教育長	それでは引き続き、佐古委員をお願いすることでよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	それでは、佐古委員に工場設置審議会の委員をお願いします。令和2年度の委員の皆様役割分担は、渡邊委員に職務代理者、中嶋委員に民生委員推薦会、嶋崎委員は今のところありません、前田委員に教委連の理事をお願いすることとなります。よろしくお願いいたします。
教育長	議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	御異議ありませんので、承認することといたします。

教育長

続きまして、議事日程2、教育長報告を行います。

前回、3月11日水曜日の3月定例会以降でございますが、ほとんどの行事が中止、延期になっております。3月18日水曜日には新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催されました。これについては、県内でコロナ感染者が14名出ておりますけれども、それに付随したいろいろな対策や連携について話し合いました。それから、教育委員会といたしましては3月23日月曜日に大村市新型コロナウイルス感染症学校対策協議会を開催しております。メンバーとしまして、医師会の代表、大村・東彼薬剤師会の代表、それから各幼稚園、小学校、中学校、高校までの校長会の代表、福祉保健部、こども未来部の部長等が一堂に会し、新学期が始まる前に学校を再開をできるかどうか、専門的な知見を得たところです。薬剤師会からは次亜塩素酸水の効能と使い方、対角線上で開ける換気の問題など。学校再開に向けてのこうしたところを注意したほうがいいといったものでした。年度初めに行います子どもたちの健康診断について、医師会を中心とした見解を述べられて、結果的に9月に延ばして子どもたちの健康診断を行うことになりました。文科省からも法的には4月に実施しなければならないが、今年は柔軟にとらえて、健康診断を実施するという事で、これは9月以降、児童生徒の個々の健康診断については医師会の再度お願いするという事になりました。この委員会は新学期になってまた開催するという事で意義はありませんでした。

一つずつリスクを少なくして、三つの密それからいろいろなリスク対策、エチケットマスク、手洗いの励行、それから、消毒液ですね。そういうものを揃えることで、再開は可能であるということで、専門会議で御承認いただいて、新学期に向けてスタートしたところでございます。それについては後ほど、学校教育課から報告があると思いますのでよろしく願いいたします。それから、3月23日月曜日は、臨時教育委員会を開催いたしました。以上でございます。

各委員から何か報告はございませんか。

中嶋委員	<p>市町村教委連の監査についてですが、4月3日金曜日14時から諫早市役所本館7階で会計監査をして参りました。この時ハプニングがあり、会計監査は2人ですが、もう一人の方が来られませんでした。それで、事務局の池田先生が連絡されたのですが、理事会を中止するという連絡がその時に来ていたので、監査も中止だと思われていたようで、結局その日はお見えになりませんでした。その日は私1人で監査をいたしまして、令和元年度の収支決算書、決算資料、市町負担金一覧、出納簿、会計名義通帳、収支内訳、支出命令書、領収書等を厳しく監査をして参りました。結果的に、収入が2,314,356円、支出が1,759,186円、今年度の繰越が555,170円でした。実に見事にまとめておられ、文句のつけようがありませんでした。理事会に報告しなければいけないということになっておりますが、理事会が中止になり、理事の方々にまだ報告はしていないということでした。それから、市町村教育委員会連合会総会・合同研修会が今のところ5月19日に予定されていますが、まだはっきりしていませんね。県の退職校長会も5月中旬に総会が予定されていましたが、これも完全に中止になりました。5月の会議というのは、すべて中止となっていますので、多分これも流れる可能性があるんじゃないかなと思っています。それから、11月5日と6日の五島での研修会についてはコロナ次第だと思いますが、一応予定をされています。そういう状況でございました。以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。御苦勞様でございました。 他の委員から報告はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>それでは、議事日程3、第26号議案を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>第26号議案、専決処分についてでございます。長崎県立長崎図書館職員に対しての令和2年4月1日付併任発令について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、委員会の承認を求めるものでございます。 ミライオン図書館については、県と市が連携して行う業務を円滑に処理するため、昨年4月から長崎県立長崎図書館職員に対して併任発令を行っております。令和2年4月1日付け県職員の人事異動に伴いまして、次のページの辞令簿にありますように、発令を行ったものでございます。説明は以上です。御承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま第26号議案について説明がありましたが、御質問ありませんか。</p>
中嶋委員	<p>昨年度と人数は変わっているのでしょうか。</p>
教育次長	<p>先ほど、教育総務課長が申しあげました辞令簿を見ていただきますと、上のほうに新たに併任する職員でございまして、8人でございます。下のほうの5人の方が併任を解く方でございます。県立図書館の職員は3人増員されております。以上でございます。</p>
教育長	<p>参考までに市の職員のほうもお願いします。</p>
教育次長	<p>市の職員につきましても、4月1日付で1名増員を図ったところでございます。</p>

教育長	県が3名、市が1名、合計4名増員されています。10月から開館しましたが、かなり大変のようで遅くまで頑張っているようです。県のほうも了解したうえで増員したということです。県の池松教育長にお会いした時もそういうふうなことで、増員して運営をうまくいくようにとのことでした。他に御質問ございませんか。
全委員	ありません。
教育長	それでは、質疑を終結します。御意見等あればお願いいたします。
教育長	採決します。第26号議案について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
全委員	ありません。
教育長	御異議ありませんので、原案のとおり承認することとします。続きまして第27号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
社会教育課長	<p>第27号議案、大村市社会教育委員の委嘱についてでございます。</p> <p>社会教育法第15条第1項の規定により、大村市社会教育委員の委嘱について、教育委員会の審議を求めるものでございます。</p> <p>委員の氏名等は、資料に記載のとおりでございます。大村市社会教育委員条例第2条第1項の規定では、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの、学識経験のあるもののうちから、教育委員会が委嘱するとされております。</p> <p>今回、学校教育関係者で大村市校長会から推薦をいただいております放虎原小学校の香田公裕委員から退任の申し出がありましたので、その後任として新たに校長会から推薦をいただきました大村小学校校長中嶋邦治氏を委員として委嘱するものでございます。</p> <p>委員の任期は、大村市社会教育委員条例第2条第4項の規定により、欠員が生じた場合の任期は前任者の残任期間となっているため、令和2年4月16日から令和3年5月23日までとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいま第27号議案について説明がありましたが、御質問ありませんか。
教育長	令和2年度になって校長会の役員が変わっていますが、御存知でしょうか。校長会の役員について、説明をお願いします。
学校教育課長	校長会の長は、先ほど御紹介がありました、大村小学校の中嶋邦治校長、副会長は西大村中学校の本多修司校長と三城小学校の一瀬研吾校長、事務局は旭が丘小学校の角野良介校長です。以上でございます。
教育長	校長会の会長が変わりましたので、社会教育委員を校長会会長に充てておられるようですので、交代されるということになります。
教育長	御質問のなければ終結いたします。御意見はございませんか。それでは採決します。第27号議案について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
全委員	ありません。
教育長	御異議ありませんので原案のとおり決定することとします。次に、第28号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。

<p>学校教育課長</p>	<p>第28号議案、専決処分の承認についてでございます。大村市教育委員会招致外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について、緊急を要するため大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、委員会の承認を求めるところでございます。内容について説明いたします。7ページの新旧対照表を御覧ください。改正の理由としましては、令和2年4月1日から施行されます地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が導入されますので、ALTの現行の規則の見直し、修正を行う必要が出てきたということでございます。</p> <p>主な変更点でございますが、第1条ALTの勤務については、地方公務員法が適用されることになり、第2条でALTの身分は会計年度任用職員となるということです。これは大村市役所のパート職員も会計年度任用職員になりますので、身分は同様の扱いをするということになります。次のページ、報酬及びその計算についてですが、会計年度任用職員は通常時給で期末手当等を支給される場所ですが、ALTについては、従来どおり月給制で、期末手当は支給しないということになっております。第8条は、通勤手当についてでございます。会計年度任用職員は通常通勤手当を支給されますが、ALTについては支給されないということを明記しております。資料14ページをお願いします。第15条、副業や兼業はこれまで原則禁止になっておりましたが、会計年度任用職員となるということで、認められるということになります。全体的にいくつか削除をしておりますが、これは会計年度任用職員と同じような扱いだということで、大村市の規則で定められておりますので、ALTの特別な規程からは削除したということになります。説明は以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま第28号議案について説明がありましたが、御質問ありませんか。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>ALTの兼業については、出来るということになったのですね。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>兼業出来るということになりました。例えば、昼間に学校でALTとして子どもたちと触れ合うALTとしての業務を行います。夜、例えば英語の塾などで講師をすることも可能にはなります。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいでしょうか。ALTの給料の体系についてはクレアという中央の組織がございまして、その規程を準用されたもので運用されております。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>服務規程等は大村市の会計年度任用職員に準じて適用するということになります。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がありませんので終結しまして、御意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、終結いたします。採決します。第28号議案について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>はい。</p>
<p>教育長</p>	<p>御異議ありませんので、原案のとおり承認することといたします。</p>

◎自由討論 なし

◎協議報告事項

- (1) 大村市教育委員会の管理に属する公の施設の使用料の減免及び返還の基準に関する規則の一部を改正する規則について、社会教育課長から説明があった。
- (2) 「第2次大村市子ども読書活動推進計画」の策定について、図書館長から説明があった。
- (3) 学校における新型コロナウイルス感染拡大防止について、学校教育課長から説明があった。

5月定例会教育委員会 5月27日(水) 15時30分から

教育長	これもちまして令和2年4月教育委員会定例会を終了します。 15時30分
-----	--